



認定こども園くるみ 消防見学 5/16

- ペットの飼育マナーを守る
- 平成28年度国民健康保険料率が決定しました
- 農委だより
- 町職員の給与等をお知らせします

犬の飼い主のマナー



●フンの放置



フンの放置は、通行する人や近所にとって大変迷惑になります。

犬のフンの片付けは飼い主の最低限のマナーです。

散歩中はスコップや袋を持ち歩き、フンは必ず持ち帰ってください。

また、散歩中はオシッコをさせる場所にも気を使い、迷惑な場所でオシッコをしてしまった場合には、水で洗い流すなどの後始末をしましょう。

●ノーリード

道路や公園などの場所で犬を放すことは、他人に迷惑を与えるおそれがあります。

どんなにおとなしい犬でも、何かの拍子に驚いて逃げ出したり、人や他の犬にかみついてしまうおそれもあります。犬が苦手な方もいますので、必ずリード等をつけて散歩しましょう。

●散歩中のケータイ操作

ケータイを操作しながら散歩をすることで視野が狭くなり、散歩をしている犬だけではなく、周りの人や物に十分な注意ができなくなってしまいます。転倒や衝突といった思わぬ事故を未然に防ぐためにも散歩中のケータイ操作は絶対に行わないようにしましょう。

◆ 名札・犬鑑札の装着をしましょう。

名札に飼い主の電話番号を記入するなど、万一迷子になってしまった際、すぐに飼い主のもとに戻れるようにしましょう。

猫の飼い主のマナー

●フンの放置

猫を屋外で放し飼いになると、近所でフン尿をしたり、車に傷をつけたり、ごみを散らかしたりと、周囲に迷惑をかけることがあります。

特に、猫のフン尿は悪臭を放つため、周囲に多大な迷惑をかけてしまいます。

猫は、室内でも上下運動ができれば満足して過ごせます。室内につめとぎを設置するほか、フン尿は室内の決まった場所でするようにしつけるなど、他人に迷惑をかけないように、周りに配慮しましょう。

●避妊・去勢手術をしましょう

避妊・去勢手術は、望まない妊娠を防ぎ、不幸な子猫や野良猫を増やさないことにつながります。



◆ 野良猫にえさを与えない！

野良猫にえさを与えることは、野良猫による被害が増え、近所の住民に大変迷惑になります。「かわいそう」とか「野良猫に罪はないのだから」といった一時的な感情でえさを与えないようにしましょう。

ペットの飼育マナーを守る

ペットも地域社会の一員です。
ペットを地域の嫌われ者にしないことも、飼い主として大切な愛情のひとつです。

お問い合わせ

役場住民課総合窓口グループ 電話 33-2111 (内線43)

平成28年度 国民健康保険料 保険料率が決定しました！！

～6月に郵送される納入通知書でご確認ください～

平成28年度の国民健康保険の保険料率が次のとおり決定しました。

保険料は、1年間に予想される医療費等から国や道及び町などの負担分を差し引いた額を国保加入者が負担するもので、保険料率は医療費の状況や国保加入者の所得状況により見直しを行っています。

平成28年度 国民健康保険料率				
区分	医療給付費分	後期支援金分	介護納付金分	内容
所得割	3.58%	1.24%	0.87%	世帯の所得に応じて計算
資産割	30.19%	10.50%	8.48%	世帯の土地・家屋の固定資産税に応じて計算
均等割	30,000円	10,400円	13,000円	世帯の加入者数に応じて計算（1人あたり）
平等割	17,400円	6,000円	5,100円	世帯にかかる額（1世帯あたり）
限度額	540,000円	190,000円	160,000円	1世帯あたりの保険料限度額

※世帯の合計所得金額が一定額以下の場合、均等割と平等割に軽減措置（2割・5割・7割軽減）があります。

◆お問い合わせ 役場 電話 33-2111
住民課住民福祉グループ（内線44）または総務課総務グループ（内線35）

◆ちっぷ・ゆう&ゆ入館料半額助成券 ◆高齢者タクシー助成券 を交付しています

町では、秩父別温泉ちっぷ・ゆう&ゆ入館料半額助成券及び高齢者タクシー助成券を対象者に交付しています。

1【対象者】

ちっぷ・ゆう&ゆ入館料半額助成券は60歳以上、高齢者タクシー助成券は65歳以上で秩父別町に住民票がある方が対象となります。

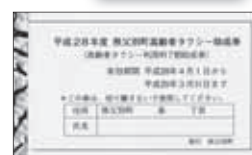
年度途中で、年齢要件を満たす方は誕生月の1日から、転入者は転入日から対象となります。

2【助成内容】

- ちっぷ・ゆう&ゆ入館料半額助成券 最大24枚交付（1月あたり2枚）
- 高齢者タクシー助成券（最大7割） 最大60枚交付（1月あたり5枚）
※三共ハイヤーを利用し、秩父別町内の移動に限ります。

3【申請方法】

- ・役場住民課にある申請書に必要事項を記入のうえ、提出してください。
- ・印鑑を持参してください。

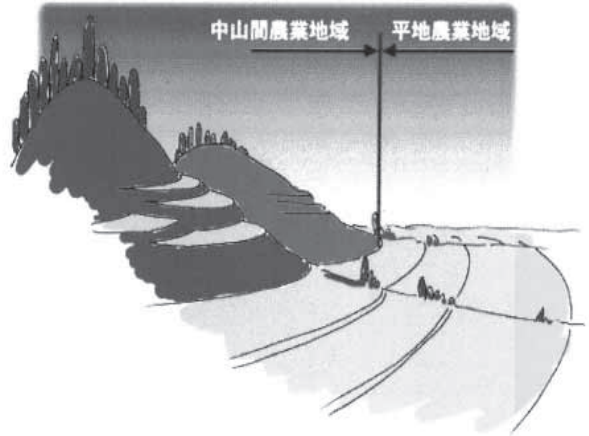


お問い合わせ 役場住民課住民福祉グループ 電話 33-2111（内線47）

中山間地域等直接支払制度

◆中山間地域とは

平野部の端から山間部に至る地域のことを中山間地域といいます。高齢化が進む現在、平地に比べて傾斜地が多く、作業効率等の条件に不利な部分があることから、担い手の減少や耕作放棄の発生などが懸念されます。



◆制度の趣旨

中山間地域における不利な農業生産条件を補うことで、農業生産活動を継続し、農業によって守られてきた多面的機能（洪水の防止、良好な景観形成等）を維持することが目的です。

平成12年度の制度創設以来、秩父別町でもこの制度に取り組んでいます。平成27年度からは、多面的機能支払交付金（旧：農地・水保全管理支払）や環境保全型農業直接支払交付金とともに日本型直接支払制度へと組み込まれ、法律に基づく安定的な制度として運用が開始されました。

第4期対策（平成27年度～平成31年度）では、水田を対象に4集落（東、東方、協栄、日の出）と協定を結びました。各集落においては様々な取り組みがされています。

◆共同取組活動の主な内容

農業生産活動等

- ・耕作放棄地の発生防止活動（全集落）
- ・法面の崩壊未然防止活動、土質の改良（全集落）
- ・水路・農道等の適正な管理（全集落）
- ・多面的機能を増進する活動（全集落）
 - …景観作物の植栽
（東：ひまわり、東方：コスモス、協栄：マリーゴールド）
- ・都市住民との交流（日の出：稲刈り体験）



【景観作物（ひまわり）】

農業生産活動等の体制整備

- ・農地法面、水路、農道等の補修・改良（全集落）
- ・集落ぐるみの農業生産活動等の維持（全集落）

◆平成27年度の対象農地面積・交付金の状況

集落名	戸数	交付対象面積		交付単価 (円 / m ²)	集落交付金 (円)	交付金の内分	
			(m ²)			直接支払分	共同取組分
東	11	急傾斜	172,877	21.0	3,943,017	1,971,509	1,971,508
		緩傾斜	39,075	8.0			
東方	25	緩傾斜	1,040,285	8.0	8,322,280	4,161,140	4,161,140
協栄	33	急傾斜	24,988	21.0	11,980,380	5,990,190	5,990,190
		緩傾斜	1,431,954	8.0			
日の出	20	緩傾斜	681,800	8.0	5,454,400	2,727,200	2,727,200
計	89		3,390,979		29,700,077	14,850,039	14,850,038

平成28年度 産業後継者支援制度のお知らせ

○ 産業後継者新規就業支援金貸付事業

秩父別町内で農業・商工業などを営む者の後継者又は新規就業者が、その自営業などに新たに就業する際、良好な経営を助長し経営の継続発展を図るため支援金を貸付します。

◆対象者 ※次の全てに該当する年齢45歳未満の方

- ・秩父別町に住所を有すること。 ・公租公課に滞納がないこと。
- ・自営業の経営を引き継いで経営者となる意志を有し、同時に申請時の経営者がその意志を認める方であること。
- ・新規就業者については、自営業等を将来的に継続する意思があること。
- ・申請時に対象となる自営業などに従事していること。
- ・支援金貸付決定の日から10年以上秩父別町に住所を有し、対象となった自営業などに従事すること。

◆貸付額 ※自営業など1経営体につき交付対象者は1人まで

- ・各種学校等を卒業直後、後継者として就業した方：200万円
- ・町内外で就職等を経て後継者として就業等した方：100万円
- ・店舗等を構え新規就業者と認められた方：200万円

◆貸付金の償還

- ・貸付を受けた翌年度から10年以内

◆貸付金償還の猶予等

- ・貸付を受けた翌年度以降も引き続き自営業等を行うことが確実である場合等は、当該年度の貸付金の償還を猶予します。猶予は最大10年間です。

○ 秩父別町農業後継者奨学金貸付事業

秩父別町の農業経営の安定と優れた農業後継者を育成・確保するため、農業関係高等学校又は大学等に在学する方に必要な資金（奨学金）を貸付します。

◆対象者

- ・農業高等学校・農業大学校・農業関係大学などに在学する学生で、卒業後秩父別町で農業経営の担い手になろうとする方

◆貸付額

- ・高等学校に在学する方：月額10,000円 ・大学等に在学する方：月額30,000円

◆貸付期間

- ・正規卒業または終了の最短期間（ただし、高等学校と大学等を通算しての貸付はしません。）

◆貸付金の償還免除

- ・卒業後、引き続き秩父別町で5年間農業経営に従事したときは貸付金の債務を免除します。

平成27年度の農地流動状況をお知らせします

平成27年度（平成27年4月～平成28年3月）に農業委員会総会で議決された農地の流動状況についてお知らせいたします。

	農業経営基盤強化促進法 〔利用集積計画〕	農地法第3条 〔権利移動〕
所有権移転 〔売買・贈与など〕	48件 154.5ha	2件 0.3ha
賃貸借（利用権） （うち、再契約した分）	70件 181.6ha (37件 86.6ha)	1件 5.1ha (0件 0ha)
使用貸借 （うち、再契約した分）	0件 0ha (0件 0ha)	8件 28.8ha (6件 21.0ha)
離農世帯数	7戸	

農委だより

発行 秩父別町農業委員会

2016

6月号

農地を売買・賃貸借したい場合には？

農地（田・畑）を売買・賃貸借したい場合には、次の方法によりお申し込みください。

○農地を売りたい場合 → 農業委員会へ申し込み

《農業委員が農地を購入してくれる方をあっせん調整します》

○農地を貸したい場合 → 農業委員会へ申し込み

《農業委員が農地を借りてくれる方をあっせん調整します》

→ 農地中間管理機構に申し込み

《農地中間管理機構と連携し、農業委員会が調整します》

農業者年金受給権者現況届が送付されております

農業者年金を受給されている方は、5月下旬に農業者年金基金から現況届の書類が送られております。

現況届には、受給されている方の氏名・生年月日・住所（番地で記入してください）を記入のうえ、6月30日（木）までに農業委員会事務局へ提出してください。

提出がない場合は、農業者年金の支払いが止められる場合があります。

不明な点などがありましたら、農業委員会事務局へお問い合わせください。

◎農地に関することや農業者年金のお問い合わせ◎
農業委員会事務局 電話 33-2111（内線63番）